

厚岸町議会 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会会議録

平成25年12月13日

午後 3 時43分開会

- 委員長（谷口委員） ただいまから、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を開会いたします。

9日に引き続き、審査を続けてまいります。

9日は、議案提出に至る経緯と提案理由の内容を含めて、審査を行いましので、次に、議案第105号について、逐条ごとに議案審査を進めてまいります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認め、早速審査を進めてまいります。

今回の議案は、一部改正でありますので、議案書とは別に配付されております議案第105号説明資料町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例新旧対照表により審査を進めてまいります。

その際、審査の進め方でありまして、1条は、町立特別養護老人ホーム条例の一部改正、それから第2条は、厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正、第3条は、厚岸町介護サービス事業条例の一部改正となっておりますけれども、第1条の特別養護老人ホーム条例の一部改正、そのほかの2条、3条もですけれども、その中で今回改正される条に沿って進めてまいりたいと思いますので、そういう進め方よろしいでしょうか。意味わかりますか。

- 委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

第1条、特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の改正であります。条文に入ります。

第1条、設置について、質疑ありませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、第2条は、略であります。

第3条、定員について、質疑ありますか。

(なし)

- 委員長（谷口委員） なければ、第4条についてであります。
事業について。
ございませんか。

(なし)

- 委員長（谷口委員） 次に、第5条、指定管理者による管理。
6番、堀委員。

- 堀委員 皆さん、おはようございます。月曜日に諸先輩方がたくさん質問していただいたので、私のほうから聞くことが、だんだん少なくなっているんですけども、ただ、月曜日の質疑を聞いて思ったんですけども、結果的に担当課長のほうで答弁されている内容というものを、それらが全て課長の思いでしかないというふうに私は感じます。何も書いているものがない、何も約束するものがないといった中では、本当に課長の言っていることが守られるのかどうなのか、そういうのを非常に不安に思いました。

公の施設で今までも6施設ほど指定管理をされているといった中で、月曜日の審議の中にもあったんですけども、今までの施設というのは、全て施設の維持管理を指定管理をお願いするといったようなものでした。ただ、この町立特別養護老人ホームについては、それだけではなくて、その運営というか運用というか、そういう一つの事業としてやっていただくというような中身の中では、今までのものとは性格が大きく異なるものだなというふうに、私は思うわけであります。といったときに、それでは今までと同じような方法で指定管理の手順、手続を踏んでいけばいいのかというのは、やはりそれだと問題があると。だから、これだけの皆さん方からの質問等もあるというふうに思うんですよね。少なくとも、この条例を上げる前には、町民への約束事、そして利用している人たちへの約束事、議会への約束事、そういうものを先に示した上でのやはりこのような条例の状態じゃないのかなと私は思うんですよ。ここの施設の中でも、とりわけ重要な施設ですよ、この施設は。

社会福祉、介護施設の中でも、私たち町民にとっても最後の最後に、もしかしたら私は皆さん方もお世話になるかもしれない、その最後の砦となる施設なんです。それを今までと同じような手順、手続の中で進められる、そのことに対して不安というものがありますし、ましてや、既に相手方が決まっているような議論をされていますけれども、まず、町民や私たちのほうに、こういうことで指定管理にするんだという、その条件というものを示した上で、それが先に来るんじゃないのかなと私は思うんですよ。それが納得して、その納得した条件をもって、納得した条件を受けられる事業者と交渉に入るというのが、今回のような重要な施設の指定管理においては必要な手続であったのではないのかなというふうに思うんですけども、この点についてはどのようにお考え

なんでしょう。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいまの質問でございますけれども、これまで私のほうからご答弁している内容は、これまで社会福祉協議会の事務局のほうとのご相談の中で、町側の条件について申し上げながらお話しを進めさせていただいた内容であります。これに基づいた内容が、前回の追加資料でお示しした社会福祉協議会からご提示いただいている経営の考え方についてであります。

この社会福祉協議会という名称を用いながら説明していることについては、既に相手方が決まっているのだというような話をしているということでございますけれども、そのような形で社協を指定するという考え方で進めておりますので、そのように話をさせておりますけれども、注意しなければならないのは、町が示す条件というのは、必ずしもこれから町が交渉に入ろうとする団体に受け入れられない場合があったときに、町が妥協するかと。そして妥協した中で、社会福祉協議会を指定するという条例案を出せるかということを考えております。

私は、これはなかなか今まで職員に説明してきた内容等もありますし、そういう気持ちの負担をかけながら、一定程度の職員のそれぞれの意向も確認させていただいておりますので、このことで受け入れ団体がそういう条件は飲めないということになれば、これは指定をする時期、つまり上程をする時期を考えなければならないんだなというふうに考えておりました。ですから、したがって、条件を先に示すことによって、相手方の意思決定に影響をするのではないかとというふうに考えておりましたので、現在まではあくまでも事務レベルで、これで経営ができるかという内容で話を進めさせていただいたところでございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

- 堀委員 何か支離滅裂なんですよね。厚岸町から出す条件がのめなくなる可能性もあったときにはと言いながらも、できるだけ相手方がのめるような条件の中で模索をしなければならないとかといったような内容の答弁をされるんだったら、支離滅裂としか私だと言いやうがないんですけれども、たくさん決めなければならないんですよ、こういう重要な施設ですから、いろいろありますよね。入所の方法、入所選考というものがどうなるのかとか、町民の中には大変不安に考える人の中では、町と違って、今度は一事業者なんだから、できるだけ手のかからない、なおかつサービスをいっぱいやっていただける方を入所させるようにでもなるんじゃないのかなと。そのほうが事業的にも有利になるのであれば、そのような入所選考、今現在70人、80人の待機者がいるとはいえども、それらが全てご破算になって、一からそのような形の中でやられるようになるんじゃないのかとか、私方だと、例えば維持管理の問題で、例えば幾ら以上の金額の修繕であれば町が負担で、幾ら以下だと事業者側が負担だとか、決めなければならないこと、あと感染症があった場合の取り扱いとか、個人情報取り扱いとか、それらのものを決めな

ければならないことというのがいっぱいあると思うんですよ。

そして、なおかつ月曜日の議論の中でもたくさん出てましたけれども、今現在働いている職員の処遇、待遇の問題ですね、そういうものを決めなければならないものが本来はいっぱいあって、本来はそれらを先に出す、何ぼ言っても出てこないじゃないですか。

本委員会の立ち上げのときに、協定書案なり基準書の案というものがあれば出していただきたい。つくというふうにお願ひしましたけれども、でもそれはないということで、断られました。でも本来はそれらがあって、あくまでも案ですけども、それはあくまでも。それを町民への約束事、利用者への約束事、議会への約束事として示す、そのようにしなければならないんじゃないのか、それが出てこないといった中で、しかも、月曜日の議論の中では、これから決めていく。しかも、1月の中には何か指定管理者の指定についての条例提案をしようと考えているとかいうような中で、もう残り1カ月、明けて正月休みも返上でやっても、間に合うのかどうなのかということも大変不安に覚えるんですけども、そのように拙速的に条件なりを、これから詰めていこうなんて言語道断だと思うんですよ。

到底このような条例提案のされ方というものをされた中では、議会としてというよりも、私個人として大変認めるわけにはいかないなというふうに思うんですよ。再度申しますけれども、町民への約束としての基準や協定の案、今の町民というのは私たち議会や、そしてまた職員への約束事として、しっかりとしたそういう書いたものを出していただきたい。その上で、今条例の審議に入りたいと思うんですけども、できないんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） お答えから先に申し上げますと、できません。できない理由は、この今は手続条例に従って、この議案を上程申し上げております。この後、どういう作業に入るかというのは、相手方に求めなければならない書類があります。それはこれからの話になります。今、委員が求められている書類というのは、その中に含まさって出てくるものです、申請書の中にですね。ですから、この条例に関して、今お求めになっている資料を提示するということはできないことを、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうじゃないんですよ。当然協定を結ぶ段階では相手方からも当然案というものが出てくるわけですから、ただ、今、指定管理に移行するに当たって、町側が相手方に示すものじゃないんですよ、町民や議会や利用者には示すものを出してほしいというふうに、私は言っているんですよ。町民や職員や、私たち議会、こちらのほうに出す、それがまず先だと、議会やそして町民や働いている人方が納得したもので相手方と交渉するというのが、私はこれだけの重要な施設なんですから、必要だと思うんですよ。

さほど重要な施設じゃないと言うのであれば、今までの集会所の管理委託を指定管理者に任すとか、そのようなものと何も変わらないんだと。確かに条例上は変わりません

よ、それは私もわかりますけれども、そうじゃなくて、やはりそこには何回も言いますけれども、入所されている人もいますし、これから入所を考えようとする人だっているわけですし、働いている人方もいますし、そしてまた、町民から代表として出てきている私たちもいるわけです。それらの人方、100人に対して100人が納得しなければだめだというふうにも私言いません。しかし、その最低となる厚岸町が指定管理に移行するに当たっての、その条件、町民や皆さん方に約束する約束事というものを、まずは示すべきだと私は思うんです。そんなものもなければ、私はこのような条例なんて審議なんてとてもじゃないけれども、できないというふうにも思うんですよ。水掛け論になってしまいます。片一方では、いやいやいやいや、今までの条例と何にも変わらないのだから、いんだと言ってしまえば、それまでなのかもしれません。何やら月曜日の審議を聞いていれば、多数決の論議の中で、やっと思えばいいんだとかというような、そういうような答弁に受け取られるような答弁というのもありましたし、そういった中では、議論をむやみに長引かせようとは思いませんけれども、しかし、町民や働いている人たち、そして私たちや議員の中においても、そのような疑念、義憤というものが持っているということを重々よく承知しておいてもらいたいなというふうに思いまして、私の質問は終わらせていただきます。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今の、提案を申し上げている条例は、現在のそれぞれの施設に関して、指定管理者を指定することができるという内容の趣旨のものであります。過日もご答弁を申し上げましたけれども、この後、指定管理者をどこにするかという議案を上程しなければならない。ということは、相手方の申請を待って、その申請書なるものが条件がきちっと整っているか、あるいはこの施設をお任せするのに十分な体制がとられるかというようなことを勘案して、その上で指定管理者をどこにするかという提案を申し上げるという手順になります。

したがいまして、先ほどの答弁を申し上げましたけれども、それらの書類を待って、私どもとしては、その指定管理者の指定についてという議案のときには、きちっと議会にもお示しできるものだというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 6番議員さんの尻馬に乗るような質問で、申しわけないんですが、月曜日にそのたぐいのやりとりが随分ありましたですね。きょう聞いてまして思うのは、すれ違ってしまって、議論がかみ合っていないんじゃないかと。それは答弁なさる副町長や担当課長は、手続として、まずこの条例が通らないと次の段階へ進めないということの説明をしている。それから、聞いているほうはそうじゃなくて、町はそういう手続を進めていくに当たって、こういうふうにしたいというものは持っているわけですよ。そして、既に準備作業に入っているわけです。そして、その合意がどうなのか、契約がどう

なのかという正式論ですから、そんなものはできるわけないんです。でも、単なる腹づもりではなく、もう社協という名前が出てますから、言いますけれども、社協さん、受けてくれますねと。そのとき、町としては、これとこれとこれは遵守してもらいたいですということ、はっきり言っているわけです。

それから、もう一つ、職員の方たちに対しては具体的に、あなたこうなったとき社協のほうに移りますかという話も、既に一人ひとりと相当詰めた話しているんですよ。その話も議会では、答弁の中で相当具体的に言ってくれてるわけです。職員の方たちが課長のほうが考えてたよりも、はるかに実は利用者のことを中心に質問をしてくれた。自分の給料どうなるんでしょう、生涯所得でいって何円下がるんでしょうというようなことを、どんどん聞いてくるのかと思ったら、そういう話ではなく、今これが町から離れてそっちへ行ったときに、利用者に対する対応が変わってしまわないんですか、そこところはちゃんとできるんですかということ、心配してくれたということ、課長さんおっしゃってましたよね。そこまでもう話しているわけです。その、いわば内容と言いますか、そんな細かくの数字を上げて言えっていうんじゃないんですよ。町としては、こういう条件のもとに移行したいんだと。そのときにこういうふうになってほしいし、また、そうなるように町としては、ここまでは指導し、ここから先は助言し、ここから先は希望するんだというような話を、議会にも出してほしいということだというふうに、6番委員さんの質問を聞いていても思いましたし、月曜日の議論を聞いていても思ったわけです。

ところが、お答えするほうは、そのように受け取らないで、手続論をするわけですね。そうすると話は全くすれ違ってしまうので、そのあたりを質問者の意図を酌み取った答弁をしていただければありがたいと、こういうことなんです。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 先ほども6番委員さんが随分心配をされておられましたけれども。例えば、これまでの入所にかかわる選考基準でありますとか、それから今入所されているご利用者の皆様に対する取り扱い、お世話の方法ですとか、そういうことは一切変える、あるいは変えてもらうつもりはありません、相手方に対してですね。それから、職員の皆さんに対する条件というものは、個々に面接をさせていただいて、本人の意向もお聞きし、さらには、社協で考えている条件、これらも提示を申し上げて、意向をきちっと確認した上での作業を、今、事務レベルでさせていただいております。社協、社協という話を随分前からさせていただいておりますが、過日の12番委員さんのご質問にもありましたように、この特別養護老人ホームという施設、老人福祉法、それから介護保険法で定められている施設であります。この特別養護老人ホームに関しては事業者は厚岸町、これは変わらない。それから、この特別養護老人ホームに関して事業者となれるというものには制約があります。これは法律上制約があつて、地方公共団体、それから社会福祉法人。この社会福祉法人の中には、一部みなし規定がございます。厚生連、病院施設等を抱えている農業協同組合ですか、この厚生連も社会福祉協議会とみなすというみなし規定がございます。それから医療法人、これらが事業者となれるものと

いうふうに規定をされております。

そこで、どうして厚岸町社会福祉協議会なのかということをお申し上げますと、町内には、社会福祉協議会は一つ、それから事業者となり得る医療法人というのは二つございます。そこで、考えなければならないのは、働いていただいている皆さんの待遇面、それから町内の雇用の確保、これらを勘案したときに、我々は今考えているのは厚岸町社会福祉協議会が適当であろうというようなことがあって、相手方と今、細かい事前作業を進めさせていただいているという状況でございます。

利用者の皆さん、それから町民の皆さんに対するこれまでの対応と、私どもは社会福祉協議会が指定管理者としてこの施設を管理運営していただくに当たって、これまでと同様の対応を進めていただけるものという確信を持たせた段階で、次の議会に指定管理者の指名についてという議案をご提案申し上げたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 副町長の答弁の後ということになるのですけれども。ただいま副町長のほうから答弁していただいた内容に加えて、私ども特に重要だと思う部分がございますので、副町長の答弁の補足というのは変でありますけれども、改めて私のほうからご説明をさせていただきます。

何よりも利用者が安心して、この先も利用し続けていただけるためには、私は、これから事業を実施しようとする法人の運営母体がしっかりしないといけないんだというふうに考えております。そのために町として、現在条例が厚岸町社会福祉法人の助成に関する条例という部分がございます。この条例に基づいて、現在補助金を交付させていただいておりますけれども、今回改めて新たに行うための事業に要する運転資金の準備、それらについても相手先と検討をさせていただきたいなというふうに思っております。そのことによって、利用者が安心できる体制の少しでも強化になるのかなというふうに思っております。加えて、正職員にも町職員を退職なさって社会福祉協議会に行かれる方もおります。それらの方の給与については、しっかりと町がこれまでの答弁では3年間というふうに申し上げておりますけれども、きちっとしたそのことも示して、このことについては予算に絡むものでございますので、後ほど予算の議決ということが必要になりますけれども、そういうことも加えて交渉に当たる考えでおります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、月曜日のときも申し上げただけけれども、介護保険というので見るといって、保険者と被保険者、利用者ですね、それと事業者という三つの要素の役割から成り立っている。それで、そのうちの利用者に関する部分においては、今の行われているものが移行したことによって下がることはないようにきちんとすると。それから、事業者の関係で言うと、従業員に関してできる限りということになると思っております。他団体に移って全部できるなんていうことを安請けはできないと思っておりますけれども、できる限

り町のほうで、その身分保障に対して手当てするというのが、言い方ですよ。

それで、この後、そうするとそういう今の副町長の話をすると思いが持てたところで提案してくるといふ話になると思いますが、そのときには、指定管理者の設置を行うに当たっての、あれもやっぱり契約ということになるんですかね。その内容については細かく決めていかなければならないと思うんですが、それは全部細目に至るまで、議会のほうにはお示しをいただけると。そして、そこでもって、議会としても議論をさせていただくことができる。現在書いたもので出すことはできないにしても、そのときにはきちんと出しますよというふうに理解すればよろしいのですか。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） この手続条例と、それからそれに基づく規則によって、相手方に求める申請、これらについては、お示しをさせていただきたいと思えます。そこで、その協定になるわけですが、その協定書に、今考えられます明記しておくべきこと、これらはそのお任せする業務の処理の方法、それからこちらから、もし、お支払いするものがあるのであれば、その金額。そして権利、義務の譲渡の禁止、それから再委託の禁止、さらには、委託料の請求と支払方法、それから個人情報の取扱等々、明記しておかなければならない事項というのがございます。それらも明記した上で、協定書をきちっと結びたいというふうに考えております。相手方から求めてくる書類は、事業の計画書でありますとか、予算書でありますとかというものが、相手方から示されることとなりますので、それはお示しをさせていただいて、上程を申し上げたいというふうに考えています。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大体わかりました。

内容が複雑で非常に難しいもので、なかなかこちらでも理解が及ばないところがあるので、質問がとんちんかんになっていることがあったとしたら、お許しをいただきたいんですけども。たとえば言うならば、味覚ターミナルコンキリエというのが指定管理になってますよね。あれを一つの例にとって、たとえば言うならば、多少不正確なんですけど、今の心和園やデイサービスに関する指定管理者の問題というのは、あの施設にたとえば言うならば、町が直営でもって商売もやっていたと、お店屋さんもやっていたと、それを指定管理者に味覚ターミナルコンキリエ株式会社というところに出すことにした。そうすると、今度は建物や施設の管理だけでなく、今あれは一つの管理だけですよ、お店屋さんをやっていた部分も一緒にやってもらおうというような形で指定管理に出すのと、いわば似ているんですよ、今回は。単なる施設の管理だけではないんですね、その意味で大分話が複雑になってきて介護保険法の問題や、いろいろなものが絡んでくるというのだというふうに理解しております。

それで、私どもがと言っているいいんだと思うんですが、議会の皆さんもその点をきちんと教えてほしいなと思っていることは、もしあの施設に関して言うならば、町が直営で

やっていたときと同じように、お客さんが来たとき、ちゃんといらっしゃいませと言って、笑顔でもって対応するようなことが、主体が変わってもちゃんとやってもらえますかと、たとえば言うならばね、というようなことだと思うんですよ。ですから、今ここのでもって、そういうもの書いたものを出すとかなんとかと、私は言いませんけれども、この次の段階の上程のときには、そういうことを含めてきちんと説明し、こうだからこうなんですよという話をさせていただけるものと、そのように思っておりますが、それによろしゅうございますか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今のたとえということ、おっしゃっていただきましたけれども、このほかにもやはり事業者が、こういう思いで運営していきたいということを聞いておりますので、そういったことも含めて、お答えに答えるようにお示しをしたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。
他にございませんか。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、12番さんとちょっと重複するようになるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

今、12番さんのお話を聞かせていただいて、頭の中を整理をさせていただいたんですけども、利用者の皆さんにとっては指定管理をすることで、従来どおりのサービスの提供が可能な状況の中で締結を進める腹づもりであると。一番私が懸念するのは、私も施設の運営を行っていく上で、施設で働いている人の皆さんの給与や待遇というものが、一番私は危惧しているところでございます。

今のお話を聞かせていただいたんですけども、今後の契約を締結のときにということ、説明を受けたんですけども、何といたってもサービスの提供をする職員の皆さんの意欲の問題、この辺について、今、当然今後の締結のときということなんでしょうけれども、本条例をまず認めるということは、もう少しそういう観点からこの給与対応について伺わせていただきたいと存じます。

まず、職員の皆さん、正職員の皆さん、それから臨時の方と、3段階になっていると思うんですけども、職員の皆さんは異動もあるだろうし、残られる方もあると、ちょっと厳しい対応になるだろうと。それから臨時の方も今までと今後どうなっていくのか、それから働いている皆さんがそれぞれ意欲を失わないで働けるような、私は契約時にきちっと盛り込んだ状況の中で締結に向けられるような段階でなければ、今の時点でわかる範囲で、もう少し対応というものをそれぞれの三つの立場で説明をしていただきたいなと思います。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 過日もご答弁をさせていただきましたけれども、改めてご答弁を申し上げます。

現在、心和園並びにデイサービスセンターに勤務されている正職員につきましては、人事異動の範囲で職場を確保させていただきたい。ただし、介護員及び介護支援専門員につきましては、現在全てを充足させる職場の確保ができないということで、一般事務職への転換を職員にご検討をいただいたところでございます。町職員を正職員が退職し、社会福祉協議会に就職を私どもは退職される場合には、社会福祉協議会の就職をお願いしてございます。この方たちについては、当然社会福祉協議会で全て受け入れていただくことでの協議を進めます。受け入れるだけではなくて、給料につきましては、現在町が支給されている金額を下回ることのないように、そのほかの給与規定は社会福祉協議会の給与規定でありますけれども、嘱託職員として受け入れていただくということは、職員間の格差というのでしょうか、臨時、嘱託、正職員という、そういうことではなくて、まずは嘱託職員ということでの受け入れということ、職員にも理解をお願いしていきたいということで、嘱託職員の指定管理者の給与規定に基づきます。そのことで、新規採用になるものですから、これは町職員も新規採用の場合は、最初の6月の期末勤勉手当の支給率が100%にはなりません。そのことと、あと服務規程、休暇の付与日数ですね、ここら辺が新規採用の扱いにならざるを得ないということでもありますので、そういった職員については、デメリット部分がございます。しかし、給料の月額を社協の規定で下回らないように、まずは3年間を支給をするように、これは町からの条件でございます。4年目以降については経営状況を勘案していただきながら、そのまま支給できるのか、できないのか、できない場合はどうするのか、そういったことができない場合はどうするのか、そういったことは町のほうにご連絡いただいて、一緒に考えていただきたいということでもあります。

嘱託職員の給料最高額が34万何ぼで35万円に達していないものですから、それらを超える場合は、もう昇級をしない規定になりますので、それはその法人の規定を変えてまで昇級をしていくということには私どもとしては、そこまで経営に影響を与えるような条件は出せないのかなというふうに思っております。

嘱託職員であります。嘱託職員は、全ての嘱託職員の方に社会福祉協議会への就職希望をを確認させていただきました。社協への希望する場合は、社協へは新規採用ということで、全ての方を無条件で受け入れていただくことを町の条件としてございます。加えて、現在支給されている給料月額、これは3年という保障ではなく、そのまま受け

入っていただいて、あとは指定管理者の給与規定に基づいて適切な昇級をお願いしたい。みだりに勤務評定など数名だけを昇級させないだとか、特別な事情がない限り、そのような乱用のないような適切な昇級の運用を条件といたします。なお、嘱託職員の特別休暇の部分で、現在の町職員の特別休暇に足りない部分がございます。これについては、これを契機に整備をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

臨時職員でございます。臨時職員の立場は、現在3月31日まででありますけれども、明年4月以降の採用に当たっては、改めて募集をし、それに応募をいただいて採用を決定する。今回社協に行って働いていただきたいという希望をいただきたいということをお伝えし、その希望を確認しておりますが、希望される方は改めて、今回町にいる同じ立場と同様に、社会福祉協議会の求人に応じて応募をしていただくということでございます。尚、臨時職員については、現在社協が考えている職員数というのは、町の現在雇用している職員数を下回るものではございません。

したがいまして、不足する部分は応募があるんですけども、そこで臨時職員は現在、社協は訪問介護員がいるんですね、ホームヘルパーの方ですね、時間給1,300円、あるいは身体介護ですと1,850円という時間があり。これを現在の心和園でサービスの介護員の1日換算にすると、現在の給与を相当上回る額になります。このことが現在、臨時職員はほぼ月21日程度働いていただくのですけれども、21日働いた場合は、かなり社協に行った場合の賃金に計算すると高くなります。ですから、そこら辺21日間の労働をさせてただけなのか、あるいは現在の給与水準等の労働量で割るのか、そこら辺はまだ具体的なものが見えておりませんが、収支的にはその1,350円で見ると臨時職員の賃金で見ておりますので、今よりも下回らないと手取りがですね、そのようなことでありますので、ただいま申し上げたことを全て条件として、町は示して協議をする準備に取りかかりたいというふうに考えてございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大体、数字的なことも詳しく説明をいただいたんですけども、私は何といっても、これから相手のあることでございます。それから職員の皆さんにとっても3年後という一つの壁もあるだろうと。やはり何といっても町職員、厚岸町の施設ということで意欲を持って、誇りを持って働いていた方々が、今回の事業の指定管理になるということで条件面、待遇面もそうなんですけれども、精神的なそういう自負というものもあるかなと思います。そういうものが今後も新しい指定管理者のもとで、意欲を持って本当に今のいる施設の多くの皆さんが働いていけるような、やはり給与なり待遇、そういう諸条件をしっかりと付していかなければ協定時に、今後協定をされるんでしょうけれども、これらについてアバウトな話ではだめだと思うんですよね。少なくとも今議会でも議論を皆さんがしているのに、本当にそういう状況になるのかと、それとももっとも町民の皆さんも不安だろうと思うし、そういうものを払拭していただけるように、契約を結んでいかれる条件として不転で臨んでいかなければ、私は働いている皆さんにとっては到底納得のいき得ないものだと思います。その辺条件を、相手のあることでしようけれども、この辺、先ほど副町長も確認ができた上で締結をしていくというお話

でございました。ですけれども、本当にそのとおり職員の皆さんの待遇、給与についても、今少なくとも説明を受けた最低限クリアできるような形で契約に臨んでいただけるということで、よろしいんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私どもは、ただいま申し上げた内容を全てクリアしていただける方法を検討していただいた、円満な協定締結を図りたいというふうに考えてございます。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

第6条、指定管理者が行う業務。

3番、石澤委員。

●石澤委員 この中で、(2)で、事業に規定する事業の利用に関する契約の締結に関することとあるんですけれども、これは内容はどういうことなんですか。それから、4の施設及び整備の維持管理に関すること、これはどの範囲までをやるのかということなんです。第5でその他、町長が定める義務とあります。これはなんなんでしょうか、具体的に聞きたいんですけれども。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 第6条第2号の契約の締結に関することという部分でありますけれども。公の施設の指定管理者には、いわゆる町長が集会所のことをちょっと話しています。集会所と公の施設は、使用の申し込みがあって、それに対して使用の許可をいたします。行政処分を行います。この行政処分の権限を指定管理者に付与することになります。利用者は、施設を利用する場合には申し込みをしていただいて、その際には、利用者と契約をしていただくという内容でございます。いわゆる指定管理者が施設の利用を承認するという内容でございます。その証として契約を交わすものと、そのように考えております。

これは現在の介護保険事業の利用においても、現実に行われている行為でございます。全ての介護サービスにおいて契約を利用者と事業者が同等の立場に立って、利用者が選択したサービスの利用について契約をする、これが介護保険制度の原則であります。その取り扱いについての記載でございます。

それから、第4号の施設及び設備の維持管理に関することにつきましては、全て施設本体、それに附随する設備全てを維持管理に関する内容でございます。これは費用負担

も含めてでございます。ただし、多額な設備の整備、多額な修繕、改築、これらについては町のほうでの対応と、そのようになりますけれども、基本的には施設全部を町職員があそこに配置しませんので、施設全部を維持管理していただくという内容でございます。

第5号でございます。その他、町長が定める業務でございますけれども、これは委託業務のことを直接言っていないんですけれども、配食サービスだとか、それから身体障がい者のデイサービスだとか、今回上程させていただいているこの条例の中に含まれない、現在行っているサービスはあるのですけれども、ここは特段そのような意味ではないのですけれども、まずそういうこともあるのですが、現実には今実際にやってもらいたいのは防災対策であります。この防災対策を具体的に事業者の業務として行えるようなこと、これについて行っていただきたいと。現在具体的に考えているのは、その防災対策についてでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そうしたら、この利用者との契約というのがありましたけれども。厚岸町でやっている町立特別養護老人ホームの場合の契約は、判定員というか、いますよね、入所の判定をする委員会があって、それには施設長から生活相談員からその中で違う外部の人たちも入って判定をやるんですけれども、こういうこともこの中には入っていて、それを求めるということなんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現実的な利用の流れの手続をご説明させていただきます。

利用者は入所を希望される場合に、施設に申し出いたします。それで施設では、入所判定委員会、こういう方たちが申し込んでいますということで、特に優先的に入所を決定すべき者がいないかどうか、全ての方に対して委員会において審査を行います。その結果、現実的には順番がある程度決まってきます。途中でその順番が変更になる場合もありますけれども、その状況により順番が決まってきます。

それから大体順番にいても、今はちょっと急に言われても、まだ急には入れないだとかということで、順番を飛ばしていったんです。その人が実際に私入りたいと、入る場合にここで契約をするんです。そういった流れでございます。ですから、契約するためにはあらかじめ入所判定委員会で、その方が他の人よりも優先的に入所させる必要があると、そのような方でございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 それは、今は厚岸町としてやっていますよね。それが委託先でも同じようにきちっとこのやり方でできるんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護保険制度の中では、この入所判定委員会には必ず置かなければならない決まりになっておりますので、メンバーは変わるのかなというふうに思いますけれども、必ずこの判定委員会が開くことになります。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今のメンバーでは違うんですね、今のメンバーが必ずしもそのまま通るとい
うわけではないということですね。

●委員長（谷口委員） 特別養護老人ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（高橋施設長） お答えいたします。

今の判定委員会のメンバーでございますけれども、そのまま同じような形のメンバー
にやっていただくということも考えられますし、指定先の団体が新たにメンバーを吟味
してやるという形もあろうかなと思います。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在の心和園の行っている入所判定委員会は、施設が厚岸
町がそのメンバーを選考させていただいております。今度は指定管理者に選考してい
ただいて組織すると、そのようになろうかなというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 その中で、今は町がやっているから施設長、生活相談委員、看護師の代表、
介護員の代表、介護支援専門員の代表、保健福祉課課長、町立病院事務長、それから厚
岸町民生委員児童委員協議会老人・障害者福祉部会長、それから社会福祉法人の評議員
の代表1名となっておりますけれども、そうすると、その指定管理の方の中で決めるとい
うことなんですけれども、そのときに公平にできるのかなというのがすごく不安に思っ
ていますよ。今は町でやっているからこういうふうになんかきちんとなんかしているけれども、どうい
う人たちにどういうふうな委託する、そういうのをやるのかなという、その基準がちょ
っと知りたいんですけれども。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 公平にするためには、いわゆる外部の人が入るべきである
というふうに考えておまして、現在民生委員・児童委員の方が入っております。加え
て町立病院と保健福祉課のほうが入っております。そんな関係では、疑念を持たれるよ

うなメンバー、組織にならないように、町としてきちっと意見を申し上げ、それを監督する必要などはあるというふうに考えておりますので、このような取り扱いで説明させていただければなというふうに考えます。

●委員長（谷口委員） 特別養護老人ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（高橋施設長） 判定委員会の関係で補足をさせていただきます。

この委員会なんですけれども、申し込まれて、それぞれの方の介護度、あるいは本人の身体状況とか家庭状況、それは道の基準でランク付けを行います。全て点数というか、この方は100点であるとか、この方は150点であるとかというランクが出ます。それを作為的に順番を変えるとか、そういうことはできませんので、きちんとした基準を持って、この方は何点、何点という形で、一応順番が決められております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 これから福祉課の課長とか、町立病院の事務長とか、こういう方たち、さっき民生委員と言っていましたけれども、そういう方たちは入ってはいかないんですか。どういうふうにして監督するというか、そういうことはこの判定委員会の中では、そこには入っていかないということなんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この判定委員会のメンバーについては、今後進める作業の中で、どのように考えるかということ、私どもも当然聞いていかなければならないんだろうというふうに思います。やはりその組織は責任を持ってもらうのは指定管理者というふうに考えておりますので、その指定管理者の意見をまず聞きながら、私どもの意見を加えて、私どもの意見は、そういった外部の方を入れるという考えでございますので、そういった今の組織、形態が大きく変わるようなことは今のところ、私としては予想はしていないので、現在の町の考え方をお伝えしていきながら、向こうに検討をお願いしていききたいなという状況でございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そうすると、町として今委託をする場合に、適性な管理の確保というのはどういうことを考えていますか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この公の施設の指定管理者の指定をするために、厚岸町公

の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがございます。この条例の中で業務の報告の聴取という規定があります。具体的に定期的にまたは必要に応じて臨時に報告を求める規定がございます。加えて、実地に調査または必要な指示をすることができるとなっております。加えて、この事業報告は毎年度終了後、60日以内に町のほうに提出をしていただくことになってます。社会福祉協議会の場合は、町は議会への報告義務がございますので、その内容については議会のほうへ行くと。例えば具体的には、入所何件あったとか、退所何件あったとか、契約に至らなかった件数が何件あったと、そんなことが収支は当然でございますけれども、そういうことも含めて利用の環境がわかるような報告をいただきたいなというふうに、現在考えております。その内容は議会のほうへも報告されるという手続きを、今申し上げたところでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 それでは、町長が定める義務の中で、防災というふうに出てましたけれども、防災のどういう範囲の防災なんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 事業者としては当然やらなければならない施設の防火管理体制の整備はもちろんのことでありますけれども、そのほかに、津波等の非常災害時において避難体制、具体的な避難訓練の実施であるとか、そういったことを現在考えてございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。第6条、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

第7条、事業の利用。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第8条、利用者負担及び実費に相当する費用。

3番、石澤委員。

●石澤委員 ここにずっと長く書いてあるんですけども、居住費とか食費とか、それからショートステイはどうかと、ずっと書いていると思うんですけども、ちょっと余りにも膨大で簡単にわかりやすい表とか、例えば、今説明できることがありましたら、出してほしいんですけども。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 確かに長くて何を書いているかわからないと、大変申しわけないのですけれども。さきの議会でもご説明したのですけれども、介護保険の給付費というものは、これがいわゆるこの利用者負担が介護給付費の自分が負担しなければならないということですね。これは法律で決まっているのでございます。したがって、指定管理者が定めるものではございませんので、法律に基づく額ということ、まず念頭に置いて、それを100とします。通常は9割をご本人に給付するんです。そして、残りの1割をご本人に負担していただく、これがルールでございます。一旦本人に9割やると本人がその9割を今度は事業者には払うとなると面倒ですね、お金が動き過ぎる。ですから、利用者を通さないで保険者は真っ直ぐ事業者には払うことを法定代理受領という言い方をしております。法律上このような言葉はないのですが、他町村の条例の構成の仕方を見ると、こういう言葉を大体使っておりますので、法定代理受領という、そういうとらえ方をいたします。ですから、法定代理受領によらないといった場合は、全部給付費を一旦本人にお渡しするということですね。現実的にはありません。ほとんどが代理受領でいくと。

そして、この中で食費の基準額、滞在費の基準が出てますね、それは限度額を示すもので低所得者に関しては、食費と滞在費に対して一定の給付がされます。そういう意味を示しております、それを差し引いたものを本人が負担するんだよという内容の規定になってございます。

食費と滞在費の補足給付があるのは、施設入所と短期入所のみで、デイサービスについては、その取り扱いはございません。ちょっと簡単過ぎましたけれども、これを簡単に言えば、そのようになるのかなというふうなことです。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 ということは、今まで町でやっていた事業と直接、結局指定管理者に入りますよね、事業がね。そうすると、今まで払った食費とか、それから居住費とか、例えばショートステイなんかは負担料がふえるということにはならない、今までどおりというふうに理解していいですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 実は、法律の中で決められないのが具体的な意味では、今考えられるのは食費なんでありまして。食費はほぼ実費負担相当ということで、次の条例の規定なのですけれども、入所施設に関しては、今みたく補足給付を関係するのがあるものですから、低所得者対策、これも給付費の中に入っているんですね。これは指定管理者が給食業務をどこまでコストを抑えてやれるか、現在町立では委託してます。指定管理者も多分委託します。その委託契約で、この実費相当額というのは変動する可能性があります。ただ、事業者が変わったからといって上がるということではなくて、通常

の現在の調理業務、食材費も加えてですね、それが同じ契約を行いますので、今のところ基本的には変わらないだろうと。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 さつき、ショートステイも入るみたいですがけれども、これの滞在費なども今町でやっているのと同じくらいで変わらないですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これも同じでございます。

それから、先ほどのちょっと漏れがありますので、この給付費というのは厚岸町も現在そうですがけれども、サービスをよくするために、職員基準を上回る職員配置をして責任者を置いているとか、いろいろな実は加算というものがあります。そんなことで、それぞれが事業者がサービス向上のために加算を設ける場合に、その加算分が料金として上がると、そういった仕組みでございますので、これは町がやっても指定管理者がやっても同じことでございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。第8条、ありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進みます。

第9条、町長による管理。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進みます。

第10条、委任。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で、第1条、特別養護老人ホーム条例の一部改正を終わってよろしいですね。

進めてまいります。

それでは、次に、第2条、厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正であります。

条文ごとに進めてまいります。

第1条の設置、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第3条の事業。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第4条の指定管理者による管理。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第5条、指定管理者が行う業務。
5条、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、第6条の事業の利用。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第7条、利用者の退所。
3番、石澤委員。

●石澤委員 今利用している人は1割負担ですよ。これ、デイサービス変わって、今、介護保険が変わってきていますので、要支援の方が外されるような形になってきているんですけども、今来ている方は要支援の方もいると思うんですが、その方たちはどういう形になっているんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） このたびのデイサービスセンターの一部改正条例は、現行の介護保険法に基づくサービスをできるように整備するものであって、今後その介護保険から外されると、そういった場合においては現在町の独自事業として実施することが可能だと、通所と訪問介護ですね、それらの要支援者については、介護の部分から市町村の独自事業に移すという検討をされているということになっております。このときに当たっては、町は業務の委託という形で、いわゆる指定管理者が行う業務からこの条例上はなくなります。ですから、別途委託業務として町が事業者による実施をお願いすることになります。実施の方法として、確約はできないのですが、実施するためにはそのような方法になるかなというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そうしたら今までどおり、今の状態でいけば利用できるというふうに理解し

ていいですか。そういうことになったら、別途町のほうに委託すると言ってましたけれども、それはその指定管理者に委託をするということになるんですか。町独自で事業をやると言ってましたけれども。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在の要支援者については法改正の内容、いわゆる決定に至るまでその使えるというふうにご理解をいただけたらと。法改正の内容によっては、町はどのように引き続き利用していただくかと、そのようなことを考えて、その結果町は市町村事業として行う必要があると判断した場合には、やっていただける事業者を探すこととなります。この場合には、厚岸町にデイサービスが二つございますので、考え方はそれぞれに業務をお願い、委託するという形が考えられるかなというふうに思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。進めてまいります。

次、第8条、利用者負担及び実費に相当する費用。

（な し）

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

第9条、町長による管理。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第10条委任。

（な し）

●委員長（谷口委員） これで大きい第2条を終わります。

次に、それでは第3条、厚岸町介護サービス事業条例の一部改正であります。

第1条、目的。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第2条、厚岸町が行う介護サービス事業。

12番、室崎委員。

●室崎委員 福祉関係法と、それから税法税条例、これは非常に法と条例が密接に絡んでいて具体的に何なのかが、なかなかよくわからないんですよ。それで、今回厚岸町が行う介護サービス事業というのが、大分減ったわけですね、項目としてね、条文だけを見るとね。それで、その、ここは要するに、厚岸町介護サービス事業条例として、厚岸

町はこういうものは行いますよということが規定されているわけですね。その内容なんですけど、こんなふうに考えればいいのか、ちょっと先に私のほうで言いますから、それに、いやいやとか、あるいはそここのところはこういうことだということを、ちょっとつけていただければと。

8条の2、第18項に規定する介護予防支援というのは、これケアマネの計画のことでしょうか。それから、その次、訪問リハビリについて書いているんだらうなというふうに思ったんですね。それから、介護保険施設サービスというのは、これは8条の27項ですか、これはどういうことなのか、ちょっとこれも町立病院が行っている部分なのかなという気がするんですが。それから、次のところもそうなのかなというふうに大体検討はつけたんですけども、そういうことなのかどうか、ちょっと教えていただきたい。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 厚岸町が行う介護サービス事業の第2条第1号の介護予防支援につきましては、いわゆる要介護度が出る手前の要支援1及び要支援2の方たちに対する地域包括支援センターで行っている、いわゆるケアマネジャーの計画作成業務でございます。

第2号の訪問リハビリテーションというのは、町立病院が行っている自宅に訪問してリハビリを提供すると。これは訪問というのが介護度のある方、介護予防訪問というのは要支援及び要支援の方と、そういうことになります。

第3号の介護保険施設サービスは、町立厚岸病院の中にある通称老健という施設でございます。

第4号の短期入所療養介護と申しますのは、その老健を利用したショートステイでございます。介護予防短期入所は、その要支援者が利用するショートステイ、このような内容でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、この後厚岸町が行う介護サービス事業というのは、これだけになりますよということですよ。これは介護保険法並びに、その関連規定のメニューを拾って言っているということになるんでしょうか。それで、いわゆる素人目に言いますと、介護保険関係で行っているのではなかろうかと思われるサービスは、まだたくさんあるような気がするんですよ。それは地域密着型サービスとかなんとかというふうなことになって、介護保険法そのもののメニューでないのかどうかね。今、要支援を切った場合にどうなるんだという話が、3番委員のほうからありましたけれども、そのときは町独自のものとして委託にしていこうというようなことで、現在これも介護保険関係じゃないかと私は理解していたんですが、私が間違っているかもしれないけれども、配食サービスだとか、そういう厚岸町が一生懸命やっているものがいろいろありますよね。そういうようなものというのは、この規定との関係でいうとどうなるのか、そのあたりも具体的に教えてください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この厚岸町介護サービス事業条例で、第1号から第4号まで列記をした事業については、全て介護保険法に基づく公的なサービスでございます。厚岸町では、例えばまだ介護度がなく、でも1人では自宅では不安で暮らせない、ちょっと足腰が弱くなったんだけど、まだ介護度が出ない、そういった方たちには、同程度のサービスを提供しなければならないという考えから、例えば生きがい活動通所支援事業と申しまして、デイサービスセンターの後ろに要介護、あるいは要支援のまだ発生しない方々に、いわゆるデイサービスの的な利用だとか、こんなことは市町村事業です。それから、生活管理指導短期宿泊事業と言いまして、これも要介護度が出ない方に心と園を利用したショートステイを提供するとか、それから配食サービスもそうなんでございます。介護保険事業ではなくて町村の単独事業でございます。

それから、もう一つ加えて、身体障害者のデイサービス事業、これもデイサービスで行っておりますけれども、これらは、まず、生きがいと生活管理、配食サービスというのは、厚岸町介護予防生活支援事業条例で規定をされておりました、その中で実施しております。それから、これは現在その条例に規定されておりますので、その条例の事業を指定管理者に委託したいと、町直営でなく委託したいというふうに考えてございます。

それから、もう一つは、デイサービスは身体障害者、厚岸町地域生活支援事業条例ということで、高齢者と障がい者の条例を別々にしまして、単独で条例を設けます。これも同じく指定管理者に委託をしたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 この後、そうすると厚岸町独自の介護保険のほうのメニューにない、いろいろなメニューが指定管理者に委託されていくわけですね。そういうものも附随的な資料として、やはり出ているんですか。ああそうですか。ちょっと私も見落とししたんで、出していただいた資料のどれに入っているんですか。105号説明資料の15ページに全部メニューはあるんですか、そういう話がね。はい、わかりました。これがこれから出てくるものだと考えておけばよろしいと、そういうことですか、はい、わかりました。結構です。

●委員長（谷口委員） 2条、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第3条、事業所の名称等。ありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第4条、事業の代表者。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第6条、利用者負担及び実費に相当する費用。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で、逐条ごとの議案審査の質疑を終わります。

次に、総体的な質疑に入ります。

休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

議案書のほうの52ページにお戻りください。

附則について、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で、逐条ごとの議案審査の質疑を終わります。

次に、総体的な質疑に入ります。

12番、室崎委員。

●室崎委員 施設介護と訪問介護と一緒にしてお聞きしたいので、全体のほうでお聞きしますが。先ほど副町長の答弁の中でも明言されておりましたし、月曜日の審議の中にもあったんですが、施設介護については、町は事業者として残るわけですね。

それから、訪問介護の部分に関しては、この場合はデイサービスになるのでしょうか、町は事業者ではなくなるわけですね。それで、非常に難しい法律上の扱いがあるんだろうと思うんですが、まず、施設介護の場合、その事業者として町が残るということと、それから、訪問介護では事業者ではなくなるということで、どんな違いがあるのかなということが疑問に思われるわけです。それで、その前にまずお聞きしますが、そうすると指定管理者になった、この場合社協の名前が出てますから言いますが、社協は施設介護に関しては、町と併存した事業者なのか、この部分に関してですね、それとも町が事業者であって、その事業者のこれは委託先というのか、下請けというのはよくわかりませんが、そういうような形になるのか、そのあたりの関係というのはどういうことになるのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、施設の特別養護老人ホームとデイサービスセンター、二つの施設がございます。デイサービスセンターについては、これまでの町が事業者であったものが、指定管理者が事業者になります。まずそこからです。老人ホームについては、町が事業者であったものが、指定管理者に行かず、そのまま町が事業者として位置づけられます。このことはどういうことかと言うと、指定管理者移行後、その事業の運営に関して、北海道等の監査を、あるいは業務改善命令が来ると、その主体はデイサービスセンターについては、指定管理者となります。施設については変わりませんので、厚岸町が監査指導を受けるという立場になります。

それから、施設運営について町と社会福祉協議会が併存するのかということ、これは老人ホームのことだけでお答えすればいいのかなというふうに思いますけれども、併存ではなく、あくまでも町が実施しているもので、その責任は町が選んだ業者にその業務を行っていただいているというだけであって、その主体は町です。ですから、併存ではないというふうに考えます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。そうしますと、さっきも議論が出ておったんだけど、施設介護の部分で言いますと、厚岸町は事業者なんですね。不適切なことをやったら、その指摘も厚岸町が受けるわけですね、監督官庁からはね。そうすると、先ほど出ていた入所判定とか、それから防災関係とかいろいろあるんだけど、これ、厚岸町が指定管理者になった団体をお願いするという問題ではなくて、これは厚岸町が事業者としてきちんとやらなければならないということじゃないですか。そのあたり明確にしておいたほうがいいと思うんです、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 町が自ら判定委員会の組織づくりの考え、加えて防災対策も当然とらなければならないという立場でございます。この実行について指定管理者にそれを行ってもらうということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 通達だとかいろいろあるのを多少見ました。見ていくと、施設介護と訪問介護で扱い分かれているんですね。なぜなんだろうなという感じはあるんですけどね。その話はちょっとこっちへおいて、それ、条文上の根拠とかいろいろあるんだけど、私が言っているのは、なぜ条文上根拠のその条文が、そこまで分けるんだろうなということなんですよ。それ、ちょっとわからないんだけど、やっぱり訪問介護の部分が軽いという意味ではなくて、施設介護に関しては、地方公共団体が責任を持ち

なさいということを強調しているんだろうなというふうに、いわゆる合理的解釈をさせてもらったんですが、その意味で、事業者として残るということは非常に重たいと思うんですよ。ですから、こういう意味で、もちろん現場を預ける指定管理者の意見というものは十分尊重しなければなりませんけれども、今2点だけちょっと申し上げましたけれども、それ以外の部分でも相当に事業者としてやはり、掣肘と言っては言葉が悪いんですけども、やはり事業者としての厚岸町の意見というはどんどん言って、よりよいものにしていかなければならない責任があるんだろうなと、そのように思います。

それで、次に入りますが、今度は介護保険法の問題ではなく指定管理者の問題でお聞きしますが、指定管理者の場合には、その指定管理者に対する設置者の監督責任というのがありますよね。これもいろいろなふういろいろな解説に書かれております。そして、いろいろなところで指定管理者業務になっているところで、いろいろな問題が起きた事例なんていうのが随分出てました。紙の上ではきちんとしているんだけれども、ちゃんとしてなかったというのが、ほとんどのようですね。

監査委員による監査というのは、これは業務内容そのものには入れないというような相当制限があるようです。ただ、業務内容に対する監督は、これ設置者の責任になるということが言われておりますね。また、事業報告を受けるということも必要なことだというようなことが書かれております。

それで、先ほどもちょっとお話が、この点についてもありましたけれども、この事業報告書の提出、ないしその事業内容についての管理監督、これについては法やそういうもので、これとこれとこれとこれだけですよというふうに決まっているものではないんですね。自治体が定める事項というふうにされていますね、解釈上。そうすると、相当程度に設置者として、その監督責任を果たすために業務内容に具体的に踏み込むことは可能だと思うんですよ。このあたりもできる限り町民の立場から見てということを考えて、踏み込んでいただきたいんですけれども、そのあたりはどのように考えていらっしゃるか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 厚岸町の情報公開条例の第29条に、一定の金額を超えて補助している団体であるとか、そういった団体にも情報公開の努力義務をささせていただいております。そういった中で、指定管理者にはその対象となる関係にございますので、私どもは積極的にその業務の状況について、お聞きをさせていただいて、その報告と内容については町議会の議員協議会とか、そんなことに出して、報告していく内容も当然出てくるんだろうなというふうに思っておりますので、指定管理者の選定に当たっては、そのあたりもお伝えしながら確認をさせていただいて、町の関与ですか、そこら辺の確認をさせていただくそういった思いでおりますので、できる限りの個人情報等の、あるいは経済活動の原理に影響を与えるようなもの以外は、出していただけるようなふうに思っておりますので、そのように考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、これとこれとこれは公開しなさいとかなんとかという具体的なことは言える、私もそれだけの勉強はしておりませんので、それ以上のことはできないんですけども。このあたりも改めて、今これが一步進んだ議案が出てくるときには、ちょっと具体的な話ができるようにしていただきたいと思います。

それから、加えて申し上げますと、指定管理者の不法行為責任という問題がありますよね。公の施設の設置に関する瑕疵ですね、設置管理に通常有すべき安全性が欠けていた場合で利用者に損害を与える、これは国家賠償法の2条でもって当然地方自公共団体に賠償責任になる。大体みんなこれは言うんですよ。だけど実は国家賠償法の1条も絡んでくるんですね。法令による公権力の行使というのは、これは非権力作用行為も全部入ります。その権限付与をされている人は、詩人でも、この場合には国家賠償法の1条に該当するんですよ。そうすると指定管理者が私企業であっても、管理業務執行に当たって指定管理者の行為によって利用者に違法に損害を生じた場合には、これ、地方公共団体が即賠償責任に応じなければならない。まして、事業者のときは当然のことなんですけど、こういう問題がありますので、やはりいわゆる監督ということは、それと表裏一体ですから、きちんとしていただきたいということです。

それから、もう一つは、今度は利用者の立場から言いますと、何かがあったときの不服申し立て、これが指定管理者の場合には、表面から見ると厚岸町、完全に後ろへ引ちゃっているもんですから、その現場を行っている団体との、とにかく利用契約もそこで行われているわけですからね、全部そっちのほうに見えるんですけども、実は、指定管理者の場合には不服申し立てというのは、自治体の町に対してできるわけです。こういうことがやはり、利用者や一般町民にきちんと周知しなければならない問題ですよ。この点もよろしくお願ひしたい。

それと、最後になりますけど、月曜日にも私申し上げて、いろいろ積極的な町長の答弁をいただいたんですが、第三者評価です。これはちょっと何人かの方が、これで答弁になさったときに、会計指導というような側面に聞こえるような答弁もあったんですけども。これはそうじゃなくて、サービスの質の向上ということで、社会福祉法の78条の1項が、自己評価の実施等を努力は義務にもしていることに基づいて出てきたものですね。

そこでは、サービスの質の向上のために指摘し、助言し、指導するというようなことを行うわけですね。それから、その内容については、利用者への情報提供を行いますよと。都会では、こっちにしようかな、あっちにしようかなっていう選択をする情報として非常に大事になる。厚岸町の場合には幾つもあるわけじゃないから、そこの部分の選択の余地ということになると、ちょっと別かもしれないけれども。今度事業者にとっては、ここで早く言うと、いい点数をもらえば、これはもうお墨付きですよ。それから町民の側から言うと、そういう高い点数を取ってくれることで、みんなも安心できるわけですね。これはぜひお願ひしたい。それで費用もある程度、そう少額ではないですよ。それについては、例えばこんなことをここで言うのはよくないんだが、半額だとか全額だとかは知りませんが、町から応援しながらでも、逆に言うと、今委譲するというようなことに関係なく、町が直営でやっていたって、やっぱりこういうものを入れてい

かなければならない時代だと思しますので、これもぜひ進めていただきたいし、そのことが先ほど来、思いばかりではないかというような質問もあったんですけども、客観的、具体的担保になっていくというふうに思しますので、ぜひお願いしたいということなんですが、以上の点についていかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、賠償の関係でございますけれども、施設の瑕疵については当然施設の設置者の責任でございますので、国家賠償法の第2条の適用ということで、地方公共団体の責任を負うということでございます。

加えて、第1条の適用でございますけれども、指定管理者がその業務で利用者に不法な行為で損害を与えた、あるいはいずれにしても損害を与えたという場合は、それはその行っている業者の法的責任ではなくて、あくまでも設置者である地方自治体の責任、いわゆる国家賠償法の第1条の適用になるということを加えて、指定管理者によく理解していただいて運営に当たっていただきたいと思えます。

また、不服申し立てに関しましては、指定管理者が行った行政処分でしょうか、強制退職だとかはできませんので、あるいは契約の関係ですね、ということで不服申し立てがあった場合には、これは指定管理者がそれを決定することはできません。この場合は町であるということを確認に、この利用者への周知を図る必要があるというふうに考えてございます。

最後に、第三者評価でございますけれども、このねらいは本当にサービスを向上させるという目的でございます。結構費用の負担も相当かかるように聞いてございますので、何とか協定の中で、この自己評価の取り組み、いわゆる第三者評価も含めて、ご検討を実はお願いするように考えております。その際に指定管理者の意見も聞きながら、その費用負担について、町への支援等も含めて協定締結にちょっと結びつけたいなど、そのように考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

暫時休憩します。再開は1時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

2番、大野委員。

●大野委員 午前中、12番委員が僕の思っていたことを聞いてくれたという、町の監督責任についてお伺いしようと思って、それと議会のかかわりについてをお聞きしたいのと、この条例改正案によって要するに利用者、入居者には今まで以上のサービス低下はない

とお聞きしましたし、あと施設運営に対しても、当初赤字であるから指定管理をして少しでも町財政を健全にしたいという理由の一つもあったかというように伺っておりますけれども、そういった面も、これからの指定管理料の財政負担どれぐらいになるかわかりませんが、そういった面でも一つは解消されるのかなと。それとあと、職員の処遇も今までの給与面においても、維持していただきたいという旨をお願いすると伺っておりますので、この一通りのことはこの条例改正案、指定管理者制度にすることによって何らかのメリットはあるのかなと理解はするんですけども、もう一度お答えいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 指定管理者制度、このたびの目的は民間を活用したサービスの向上を図っていこうということに加えて、財政的な問題も一つございましたので、そこら辺も目的の一つに当然入ってくるだろうということでございます。

町と議会の関係ということでございましたけれども、これは町が事業者として業務を行っていただく、そして管理者に対して指導監督した内容、それから改善を求めた内容については、議会のほうにも報告といたしますか、こういったようなことは行っていきいたいというふうに先ほどもお答えしましたが、そのように考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 2番、大野委員。

●大野委員 課長の答弁でわかったんですけども、僕、厚文の常任委員でもありませんけれども、その常任委員会に対するかわりとか、報告書を受けてでない介入できないものなのではないでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 議員活動の中で、そういった必要性に応じて私どもは対応していくことになるのかなというふうに思っておりますけれども。

●委員長（谷口委員） 2番、大野委員。

●大野委員 ある程度、今までと同様の議会活動には支障ないと考えてよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ちょうど議会側にも監査をするようにという監査委員に対して要求をできますし、いわゆる町の事務にはかわりありませんので、そういった意味では特に養護老人ホームについては、事業者が町ということでもありますので、これまで

と同様な関係であるというふうに考えてもよろしいかなというふうに思っております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。他にございますか。

3番、石澤委員。

●石澤委員 今までずっと聞いてきた中で、職員の配置について何も出てこないんですけども。ここに出してもらった資料には、職員数で、これは今の職員数のこととだと思わうんですけども、これだけの職員が必要で今運営していると思うんですが、これと同じだけの職員数を指定管理者に対して要求をするということを考えていますか、すべきだと思わうんですけども。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 議案第105号の説明書のほかに、今議会で要求されましたものとして、社協におけるその介護保険事業経営の取組姿勢という資料を、実は急遽出させていただきました。その中に、老人ホームとデイサービスについて、職員配置については、国指定基準はどのようになっているか、現在の町の基準は指定を受けている内容はどうなっているか、加えて右端のほうに社協へ移行後の基準、つまり社協の考え方として、これが平成24年の6月に出された時点の状況でありますけれども、このようにその時点では職員配置を考えているという内容が、社協から届けられております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今回のデイ・サービスセンターもそうですけれども、特養老人ホームで今の状態でこの職員数でやっていて、介護にしても何にしてもぎりぎりでやっていますよね。ただどこっちへ来ると、ここにいる施設長とか、それから栄養士とか、これ全部臨時職員で対応するような形になるんですか、嘱託でやるということですか。ここにいますよね、総務係長とか栄養士とか、准看護師とか、こういう方というのはいますけれども、嘱託職員でない部分で仕事をしている人たちの役割は誰がするんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 職員の今の介護部門に対して、事務部門といいたいまいしょうか、施設長だとか、生活相談員だとか、栄養士といいたいまいですか、介護部分でないその方たちは、主体は養護老人ホームになるだろうと、デイサービスは兼務という形です。現在も全員ではありませんけれども、施設長、次長というのは兼務しているんですね。そういったことで、栄養士は必要な配置のところは基準で置かなければならぬものですから、それは置くんですけども、そういった兼務できるところは現在のところは兼務という考え方がベターなんだと思います。指定管理者が今考えているのは。ですから、あとそこに施設長を誰にするかとか、あと次長を置くのかとか、そこら辺まではまだ私どもは聞いて

ておりませんので、事務部門をどういうふうにするかという形を、これを外部から職員を呼んでくるのか、内部から登用するのかとか、そこまではちょっと私どもまだ具体的に言ってませんし、誰を施設長にしてほしいだとかという、そういう考えは今後の交渉に当たっては示す予定はございません。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今これだけの仕事を、これだけの人数で兼務するにしても、施設長から次長から、総務係長から栄養士さんとか、ここの正職の人たちがやっている仕事がありますよね。その仕事がこの人たちの人数を抜いた状態で、指定管理者の形に移ったときに、この人数を必要としなくてやっていけるんですかというふうに聞いています。この仕事がそんなに簡単にできる仕事なんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この段階では、指定管理者になる社協ではやっていけるといふふうに聞いております。ただ、今後これから募集に当たって提出された計画書、あるいは具体的な内容について私ども審査をさせていただきますけれども、そこら辺を含めて、審査をしていきたいなというふうに考えてございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 何かちょっと納得いかないんですけれども、コスト削減ということで、この正規の人を削減することが何かコスト削減というみたいなんですけれども、これは総務省が2010年12月に出した数値があるんですね。中身ちょっとわからないんですけれども、指定管理者制度の運用についてという中で、コストを削る道具ではないというふうに言っている通知書があるみたいなんですけれども、こういう問題の中で、結局ちゃんと適性な人数をきちっと配置していかないと、特に特養のようなマンパワーが必要な部署では、後々結局そこで働いている人というのは、物すごい負担がふえるだろうし、利用者にとっても辛い思いをするようなことになるんでないのかなというの、すごい懸念するんですよ。

それと、それからさっき言った監視体制のことなんですけれども、町としてはそれと一緒に監査をするんですよ。その指定管理で監査すると言いましたね、そのときに、利用者アンケートというか第三者評価と言ってましたけれども、利用者アンケートなんかということも、していくんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、初めにコスト削減ということでのご質問かなというふうに思っております。今、私どもが社協と話してる内容からすると、そういった今回

の私どもの職員の受け入れとか、それから給与条件について、嘱託職員で受け入れていただくという部分以外で、コスト削減という部分が出てきておりません。したがって、今、職員が一生懸命努力している中で、体制を組んでいるもの、職員体制ですね。これは基本的に崩さなければならないということは聞いておりません。ですから、もしそれを崩すのであれば、それなりの理由と、それに対応する組織的な人員配置、それを証明できるような私どもは審査をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、監査の関係でありますけれども、これは必ずしも監査委員が監査することではなくて、必要に応じて監査をすることになるのだろうなというふうに思いますが、私どもは必ず毎年報告をいただくこととなります。あるいは逐次定期的な報告をいただくこととなりますので、そこら辺について密接な関係は築かれますので、月々の業務状況であるとか、成績だとか、それらは当然私ども報告をいただきますけれども、それに対する改善命令だとか、そんなことについては、やはりきちとした管理監督ですね、それらを行うために必要なことでありますので、それも適宜行うことになっておりますので、そこら辺はきちっと対応をさせていただきたいなというふうに思います。

それから、利用者のアンケートでありますけれども、現在実際にはデイサービスセンターで実施をさせていただいております。これは必要なことでありますし、加えて、厚岸町の制度ですね、介護相談員制度ということで、事業所とか、居宅に介護相談員を派遣させていただいて、利用者が施設側になかなか言えない思いであるとか、そんなことをお伝えしにくいことを介護相談員が聞き取って、気づいたことを事業者に報告し、その改善を求めているところでございますので、これらについては、引き続き町として実施していきたいなというふうに考えてございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 私の質問の中で、今回の指定管理に当たって、厚岸町としての今回の指定管理に当たってのメリット、デメリットということについて、資料を出していただきたいというふうをお願いをしたつもりだったんですけれども、その資料については何にも今回説明させていなかったんです。それは今さらなんですけれども、いろいろ議論された中で、私もそうなんですけれども、町民側としては厚岸町が今回この指定管理をやるということになっているので、厚岸町がこの指定管理をやるとしたら、その中のメリット、デメリットというのは、やはり説明をしなければ理解は当然求められないと思うんですよね。そのことをわからずして資料を出してもらえないということは、非常に残念だなというふうに思います。資料が、デメリット、メリットがあることがはっきりなされているのであれば、それは理解もある程度はできると思うんですが、今ここに来て、どうのこうのは言いませんけれども、また別な資料の中で説明資料20ページの指定管理制度導入の選考事例ということで、各町村のことが書かれています。指定管理の年月日も書かれています。この中でメリット、デメリットを示していただきました。このメリット性については、全部が町村が書いているのかといたら、ほとんど書いてなくて、4町村だけが評価している部分があるんですよね。大したメリット性ないのかなと。やっ

た結果がよければ、このメリット性の中にずらっと書かざるんだらうというふうに、資料を見ていたらほとんどが書かかってない、これはメリット性という部分についてはあるのかないのか、ちょっと疑ってしまうんですけども、理事者側はこれをどういうふうにとらえていますか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私ども、そういったメリット、デメリットの関係もこれまで情報収集する中で、やはり気をつけてお聞きするなり、そういう対応をしてきました。また、この間のご要求に応じるために、再度改めて各施設に電話したり、そういうことをさせていただきました。そうするとやっぱり今おっしゃったように、これ空欄が多いんですけども、なかなかはっきり教えてくれなかったり、具体的なものが出てこなかったというのが、実情でありました。そのように今回を情報させていただいた中で感じております。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 そのメリット性が大した書かれてなかったことに対して、収集した結果がそうだったということを聞いているんじゃないかと、そのメリット性がぼんと返ってこなかったと質問に対してね。だから、それはどういうことだというふうに感じてますかという質問なんです。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私どものメリットの考え方は、今度は専門的にその施設運営を長期的な展望に立って、役場は人事異動等で動きますので、そういったことでは長期的な展望に対して柔軟な職員配置で、大きな組織になりますので、その中で一つの経営体として、その一つの福祉事業に取り組めることで、サービスの向上が図られるメリットがあるんだらうなということであります。

加えて、厚岸町の場合は、現実に現在一般会計から繰り入れしている状況でございますので、それもやはりなくすることができれば、それもメリットだらうなというふうに感じますが、このご紹介したこれの先行事例の指定管理者については、必ずしも赤字だからという背景ではない部分もあるようでございます。中には黒字経営していても、この分野は民間でできることは民間でという考え方もあるようなところもありますので、具体的にも管内の部分もありますけれども、そういったことからすると、黒字経営であったものが、指定管理者制度にやったことでメリットという部分をどうとらえているのか、改めてこれちょっと、そういった視点で今回情報収集できなかったものですから、その部分についてはちょっと申しわけないなというふうに思いますけれども、いずれにしても、町はそういった運営面においてのメリットが、利用者にとってよいサービス向上になるんだらうというふうに考えます。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 メリット、デメリットということで聞くと、赤字、黒字の面しか出てこないような答弁しか聞こえないんですけれども、僕の言っているメリット、デメリットというのは、最初に言った理事者側の話しました最初に、町民に対しての要するに利用者に対してのサービス向上という部分ですよね。赤字であっても黒字であっても、サービスが向上するものであれば、僕はそれでいいと思いますよ。また、このメリットという部分については、サービスを向上するというのは当たり前だし、受ける側にとっては、そういう気持ちは当然のことだと思うんですよね。

それで、今回のこの町側の要するに指定管理というのは、まとめて聞くとところによると、僕が感じた部分については、赤字だから指定管理にしたいというのは、厚岸町のまず一番先にその形だから指定管理にしたいというのが、まず一番の理由なんだなというふうに聞こえるんですけれども、それをもう1回確かめたいと思います。

それで、その赤字解消のために今回この指定管理にすると、町側としては経費が、要するに運営費が職員等でやると、経費が削減できないと、だから指定管理にするんだというふうにも聞こえるんです。その点をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 赤字だからということがこの目的の一つではないということについて、私がきちっと説明することは難しいのかなというふうに思います。ただ、私がこれまで申し上げてきたのは、厚岸町が責任を持って将来の高齢者福祉施設を守り続けたいという思いから、つまり早期的に運営をしていくためには、やむなく今の給与体系ですね、これが影響しておりますので、それらが大きな経営の圧迫する要因となっておりますので、これらを解消できる道がその指定管理者制度であったと、そのようにご理解をお願いしたいなというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 ちょっとその中で、大まかに聞きたいことがあるんですけれども、町長の答弁の中で、町営牧場も保育所も、またカキの種苗センターも、またキノコのセンターも、それぞれの施設みな赤字だと。この施設の赤字解消をするために、今後今回もこういう指定管理者制度を設けるといった部分で、ほかもカキの種苗センターについては、私は今回のこの特老とかという部分は、命を守る部分という部分で、カキの種苗センターとかそういった部分とはちょっと履き違っている部分は当然あると思うんです。その差は当然あるんだろうというふうには認識しているんですけれども、ほかにも、今回議員側に数年間、何の報告もなく、ことしになって突然出てきた、途中になってというのが、あること自体が不満だというのは当然僕の中にもあります。ただ、それは個々各々違うんだろうけれども、私が心配しているのは水面下でほかの施設もこういう指定管理にし

たいなというものは、どこかでまた模索されているのではないのかなというふうに思うんですけども、カキ種苗センターについて私のほうから逆にお願いしたことなんで、それ抜きにして、ほかに何か水面下で施設等を指定管理に持っていきたいのを、あるのかなのか、ここではっきりしてもらいたいなというふうに思うんですよ。なければないということをお願いしたいなと。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 前段の赤字の関係のお話をさせていただきたいと思います。

私自体は、赤字だから経営したらだめだと、いけないということは考えておりません。町は負の責任も負わなければならないものであるという認識に立っております。しからば、今回はどうなのかということは、担当課長からお話しされたとおり、長期的な視野に立ったサービスの質の向上を考えなければ、もうならない時代であるということでございます。

厚岸町は人口は減少しております。しかしながら一方、公営化が急速に進んでおります。現在30.2%であります。毎年毎年ふえ、近くは40%に間もなくなるだろうという傾向にございます。そういたしますと、お年寄りがふえるということは、要介護者もふえるということに相なるはずであります。誰しもが健康であればいいんですけども、やはり年寄りがふえるということになりますと、そういうことに相なる可能性は強いだろうと。そうすると、社会保障、福祉の問題等々、重要な行政課題であることは事実でございます。そういう意味において、私は、もっともっと利用者に対するサービスの質の向上を図る施設にしなければならない。そういうことで、平成15年から法の改正によって認められた指定管理者を指定をして、よりよいサービスの向上に努めるべきであるという施策の中でお願いをしておりますので、その点についてはご理解を賜りたいと思いません。

また、今後、指定管理者が出てくるのかというお話であります。現在では考えておりません。現在では考えておりませんが、相手方から、こうしたらどうだとかというご意見はあります。しかしながら、現在では、町としてはその話については具体的な中で協議をしているわけではございません。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 今回、どういう結果になるかわかりませんが、今後の他町村のメリット、デメリットについて、もっともっとたくさんの意見を聞いて集約していただきたいということを常にお願いをしておきたいと思いません。

それとちょっと聞き漏らした部分もあると思うんですけども、指定管理をされたときに、建物の維持管理、この部分については町が行うんだというふうに言っていたんですけども、経営上ある程度のお金が浮いたときには、それを貯金という形をしていける形に持っていけるのかどうなのか、もし指定管理になった場合にですね。もしできるのであれば、それはどういう形で貯金していけるのか、法律的な部分もあると思うん

ですけれども、その辺の解釈がちょっとできないものですから、お願いしたいと思いません。

- 委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時32分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 給与面では退職手当引当金だとか、そういう給与引当金ということで留保可能なんですけれども、現実的に今行っている備品等の購入資金の積み立てですね、これについては行っております。ただ、その施設改修費の積み立てが、この会計上ちょっとできるのかどうなのか、ちょっと知識不足でございますので、大変申しわけないのですけれども、今ちょっとそこまで勉強しておりませんでした。申しわけありません。

- 委員長（谷口委員） 8 番、竹田委員。

- 竹田委員 給料、備品については指定管理になった場合に、ある程度の予備費として貯蓄ができるということは認められていると。きょうはいいんですけれども、後に指定管理になった場合に、改修費の部分についてある程度のためたお金の中でできるような形を、できるような形にしてほしいなというのは、指定管理に今決まってしまうわけではないんですけれども、もし指定管理にならざるを得ない、そういう形になったときには、できればなるべく何でもかんでも町にお願いをすることよりも、せつかく経費を削減するんだという方向性をつけるのに、大手を振って何でも言ってくださいと、何でも直しますよというよりも、やはりそういった部分も経費削減の中で貯金をして、ある程度のことについては、自分の指定管理に向けた管理者がやっていかなければならないということもお願いせざるを得ないというか、してほしいなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 指定管理者内部でそういった資金留保が可能であれば、そのようなことについてぜひお願いしたいということをお願いいたします。もし、それが可能でないとすれば、税理士さんとかのご相談になるかなと思うのですけれども、それは利益が出た場合に行える行為でございますので、その利益処分に当たって、例えば中には一部を町のほうに寄附するというのでしょうか、補助金を出しているの

あれば、その一部を戻すだとか、そういうようなことも修繕を積み立てるといった目的ではないのかもしれませんが、そういうようなところもあるようでございますので、指定管理者とそういった将来の修繕費の考え方も協議する中で、その手法についての取り入れについても検討をさせていただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 メリット、デメリットについて私の仕入れたことでちょっとお聞きしたんですけれども、それが本当に可能だったのか、やっているのかどうなのかという部分も疑問も少しあるんですけれども、その部分についてお聞きしたいんですが、これは多分メリットになるんだと思うんですけれども、指定管理になった後に、人件費の削減ができた部分で、今まで、例えば3人の介護人を1人で見たとか、2人で見たという法律的な解釈の何人では何人かという部分ありますよね。これは受ける側というか、利用される側の利用の体系もいろいろあると思うんですけれども、そういったその要するに介護する側が、介護される側と対立する人間関係というんですか、3人の場合は何人で介護しなければならないとかという、そういう法律がありますよね。経費を削減したときに、そのある程度の経費が浮いたなかで、末端で働いている介護人を逆にふやすことができ、それで介護の世話をする人数をふやすことができ、要するに介護を受ける側の人間が、サービスの向上にそれがつながっているんじゃないかという解釈もできるということも報道の中でありました。それは事実上なのかどうなのか、どういうふうにとらえているのか聞きたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これも、現在お話しをさせている中で、現在ぜひ取り組んでいきたいと考えているのは、グループケアと申しまして、今、ユニット9室の部分については、9室9室の中で、それぞれのユニットということで、2ユニットというふうに単位とらえるんですけれども、多床室においても、そういったグループケアという、いわゆる少人数を一つの空間でということなんでしょうか、そういう取り組みをぜひしていきたいんだというふうに言っております。これを実はやるためには、職員をふやさなければならなりません。そういうことも念頭に置いて、事業経営を考えていただいておりますので、ぜひ町もそのことによって利用者のサービスの向上は、案があるという大きな期待を持てますので、その方向で進んでいることをご報告申し上げます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） ここで、副委員長に交代いたします。

休憩いたします。

午後 1 時39分休憩

午後 1 時40分再開

●副委員長（室崎委員） 再開いたします。

それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査を続けてまいります。

10番、谷口委員。

●谷口委員 それでは、私が発言するに当たって、疑念を持たれたらこまるので、一応確認をしたいんですが、厚岸には町議会に会議規則があります。そこで、第53条、これは議長の発言について記載しております。議長は議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に付さなければならないというふうになっております。

（「議事進行」の声あり）

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 先ほどまで申し上げましたけれども、第53条の内容について、私はそういう立場から発言をすると。それで、委員会について第67条で。委員は議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができるというふうになっております。それで、第53条については、これは委員会の条例規則にもそれが規定されておられませんので、この第53条が委員会でも準用されるものであるというふうに私は理解しております。

それで、議題の討論をしたときは、その議題の評決が終わるでは議長席に付することができないというふうになっているんですけれども、事務局長、この内容でいいんですよね。それで、皆さん理解していただければ。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時42分休憩

午後 1 時44分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今まで質疑をされてきたのを、私なりに理解も深めながら聞いてきたんですが、どうしてももう少しお尋ねをしたいというふうに考えております。それで、やはり

説明責任というか、そういう点では私は不十分なところが随分あったのではないのかなと、たびたびこの議案に来てからの中断を見ていても、そういうことがスムーズにできるような準備をしてこられたというふうには、私は到底思うことができません。

それで、指定管理者のほうに指定をされるということで、資料にも指定管理者制度の条例を付されていますけれども、この一応、ちょっと僕正確にき聞き漏らしたんですけれども、もう一度確認したいんですが、今回のこの指定管理は一応何年を予定しているのか、そして、もし事が起きた場合には、どの段階で指定管理をやめることができるのか、どういう問題が生じたときに指定管理をやめることができるのか、それについてを説明をしていただきたいと思います。

それから、議会に対する報告、町民に対する報告というか、これが先ほどからデイサービスは指定管理者のほうの事業になるというふうにおっしゃっていて、特老の事業というのは一応町の事業であるけれども、その業務を委託するんだというふうに言われておりましたけれども、その業務の内容等について、指定管理者のほうの条例を見ますと、毎年度終了後60日以内に事業報告書をつくって、町長のほうに示さなければならないというふうになっているんですけれども、これは当然行われるものでありますけれども、例えばその中間中間もやっぱりある程度の内容の把握というか、運営がどう行われているのか、そういう把握をしていかなければならないと思うんですよね。そして、その都度ある程度の時期々に、議会にもその内容を報告していただくことになると思うんですが、その点がまずどういうふうになっていくのかお伺いをいたします。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、指定管理期間につきましては、入所施設でございますので、できれば、できるだけ長い期間で行うのが理想なのかなというふうには思っていますけれども、余り長くすると、やはりその指定期間内での評価を適宜できるのか、毎年やれば毎年できるんですけれども、そういったこともありますし、町内で今行っている事業を見ますと5年だとか、そういうこともありますので、そこら辺を参考に、まず5年をめどに考えてみたいなというふうに思います。ただ、5年間というのも非常に長い期間であります。ですから、そういったその都度々事業者の状況報告はいただくことを考えております。具体的には毎月、利用者の状況、それから収支の状況、これは当然報告をいただかなければならないというふうに思っております。

なお、毎年度60日以内に報告をいただく内容については、その報告内容も検討することになると思うのですけれども、6月の定例会ですね、この中で社協の経営状況報告という中で、まずは出てくることとなります。これは社会福祉協議会が法律に基づいて、私ども経営状況報告しなければならない関係、債務負担している関係になりますので、この関係がある以上は、これらの事業も含めて報告、済みません、損失補償でございます、失礼いたしました。そういう関係にある場合は、法律での義務化があるんですけれども、これがそういった損失補償でなくなった場合においても、先ほども回答させていただきましたけれども、我々の指示、あるいは改善要求した内容、これらについては適宜町議会のほうに、これは議員協議会とか、そういう場になろうかなというふうに思う

んですけれども、この議会に出す経営状況報告とは別に、そういった報告はしていかなければならないとい、そういう内容だろうというふうに理解しております。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 一応契約期間は5年をめぐるといふふうに、我々理解しておいていいのかなというふうに思うんですけれども、契約を打ち切る、取り消す、それについて説明がなかったんですけれども。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございませんでした。

まず、5年をめぐるといふふうに申し上げたことについては、やはり5年をめぐりに検討をさせていただきたいというふうに思います。

それ、やめることができる理由でありますけれども、これは私どもの日ごろの業務の監督、指示等の中で、改善すべきものに感じなかったり、そういったことがあれば、当然に指定管理者の指定を取りやめると、そういったこと、事例にもよめと思うんですけれども、そういった町が指示監督をまずする。そして、改善を求める。それ応じた内容によって、検討をされるのではないのかなというふうに、今ちょっと現実的な話ではないと思うものですから、そういうふうに考えております。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今度、ちょっとこれからの契約するに至る経過等について、やはり今回準備するのに、さまざまな経過がありましたよね。それで今回、11ページに経過という資料が示されているんですよね。それで最近、社会福祉協議会の総務地域部会という会議が開かれて、その中で示された資料があるんですけれども、その中に書いている内容と、こちらに私たちに示した内容が若干の違いがあるんですよね。どちらかの勘違いなのか、平成22年の12月20日、この日、社協の会長、副会長、事務局長が訪問されているんですけども、これは誰が対応されたのか、どういう内容だったのか教えてください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私ども、社協会長、事務局長、それから次長の3人が町の意見交換会に来られたのは平成22年の11月8日であります。この今12月20日という部分については、私どもちょっと手持ちの資料の中では、こういった目的なのか記憶してございませんので、今、過去のスケジュールを確認してまいります。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時57分休憩

午後 2 時01分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。
副町長。

●副町長（大沼副町長） 時間をとらせて申しわけございません。

12月の20日、町長室におきまして、社協の会長外役員等が来庁し、町長へ年末の挨拶ということで来庁をいただいたという記録が残っております。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、社協のほうでは介護保険、通所、入所施設経営移行協議経過というところに、その日程が載っているのですよ。そうすると、この日は何も話が出なかったのに、こういう経過報告になるということなんですか。そうすると社協もかなりいい加減な経過報告を社協の理事者、あるいは評議員の皆さんに報告しているということになるんですけれども、そのほかにも例えば、平成24年の7月に町、保健福祉課との協議というのもあるんですよ。ですけれども、厚岸町ではそんな記録は何もないと。

ですから、この資料で本当に話した、いつどんな話をしたのかというのが、私たちに知らせたら厚岸町の役場の仕事というのは町民から負託されて業務を行っているわけですよ。そうであれば、やはり一定期間を秘密にしてくてもいいとは言わないけれども、こういうことが懸念される問題があったので、こういうふうに進めてきたけれども、こういうふうに話が整いましたっていうのを、全部時系列で示されていいのでないのかというふうに思うんですよ。お互いのその経過どういう進め方をされてきたのかということが、どこかでやっぱり食い違いがあれば、それは変ではないのかなとまず思うんですよ。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 105号説明資料の11ページと12ページの社会福祉協議会の関係については、要は、いつの時点で話をしたのかと。いつの時点でどういったものが出てきたのかとか、その間での話し合いだとかについては、それはやっぱり行っております。その都度逐次に、内容については、いわゆるその後に出された、あるいはまとめ上げるものの打ち合わせと言うんですか、あるいは確認と言うんでしょうか、そんなようなものでありまして、結果的にそういう節目節目のものが載せておりますので、それらの行き着いた経過の話で、具体的にここまで来るまでの間に町がほかの条件を示したものが社協ができないだとか、そんなような状況ではございませんので、細かな部分については出していないということで、ご理解いただければなというふうに思います。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、細かいことを言うなということですね、はっきり言えば。そうでしょう、それでその話し合いをして、今課長がおっしゃったけれども、やっぱりある程度本当の事務的な打ち合わせ等が、そのほかにもあるんだというふうに私は理解しますよ。ただ、こういうときにここまでいった、こういうときにはここまでいった、けどこれを見ますと、勉強しなさいと、まず、どういうふうにできるかね、それは平成24年の5月ですよ。それで26年の、まあ1カ月大したものだと思うんですけども、取り組んでみようってなったということですよ、6月にそうやって回答してきているんだから、そして、8月には福祉課でつくった収支計算書を見せて説明して、それがどういうふうに検討して、やってもいいよってなったのかというのが、これでは経過だけ見たんではわからないんですよ。やる以上は、社協だって収支合うものか、社協自身は営利団体ではないと思いますから、やっぱり厚岸町の社会福祉に貢献したいということで、この事業をやろうという考えだと思うんですよ。社協がこの事業をやって、大もうけをしようと、何かこの間の委員会で松見課長は、真っ黒になったら待遇改善をしようかという話をしておりましたけれども、そういう団体ではないのではないのかなというふうに思うんです。一般的に黒字になったらと言うのかなと思ったら、真っ黒になってからおっしゃったので、ちょっとどのくらい黒くなればいいのか、わからないんですけども、そういうお話しをしているんですけども、その流れが町民は絶対これ納得してないと思うんですけども、今まで示されたものを、この間ときょうの午前中の審議を通じても。これはやっぱり明らかにできないもんですか、何か秘密保護法に指定して、解除できるのは10年後だとか、20年後だとかね、そういう何かそれもJRみたいに内部で廃棄してしまったというようなことでは、私は困るんですよ。やっぱり行政はそういうものがきちんと後に残って、後々の時代も検証できるような仕組みをつくっておくのが行政の仕事だと思うんですよ。そういうことに耐え得るようなものなのかどうなのか、結果的には、そのやりとりについては全部最後は情報開示で求めたら、真っ黒になって出てきましたと。それこそ真っ黒になってね、塗りつぶしの。そういうものでは困ると思うんですけども、そのあたりではどういうふうにお考えなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、勉強のところからでございますけれども、私どもが正式にこの時期に勉強をお願いしたいという以前から、社協では独自に道内の社会福祉協議会が事業型社協という流れの中で、当厚岸町の社会福祉協議会もそのことを研究しようということで取り組まれたようでございます。ですから、早くの段階でその先行事例については勉強なさっていたところと聞いております。聞いているというか、私も当時2年間ほど派遣で行っておりましたので、そのように承知しております。

それで、それらのこともあって、この12年11月に正式に町のほうに社協の思いが意見交換の中であらわれてきたということで、それを受けてというのでしょうか、そういうこともあって正式に勉強をしていただきたい、わずか2カ月で出てきたというのは、そ

ういう既に事前の準備があつて、町長との意見交換に臨まれたことによって、2カ月の中でまとめ上げられることができたのかなと、私どもそういうふうに判断しております。

それから、収支計算の関係でございますけれども、これについては今後今のこの時点でまだ粗い、非常に私どもがつくった計算は粗い状況で、それについて社協のほうでご検討をいただいているんですけれども、それについてはもう少し細かな今回いろいろな条件も具体的に出てきましたので、それからまだ決まっていな貸し付けをできるのかどうなのか、あるいは給与保障の部分をごだけ見ることができるのか、そのことによって収支の仕方も違ってくると思いますので、ただ、これについては指定管理者指定の際には、当然私は出すべきものと考えておりますので、その際にはご提示させていただくということを考えてございます。

また、真っ黒になったら社員の処遇改善を行えるというふうには申し上げた記憶はございません。私は嘱託職員がですね、3年後には嘱託職員から臨時になるとか、そういうほうに、もしかして私の聞き違いであればということで発言を前提した上でお話ししたことであつて、全てが臨時職員になると確かに経営的には非常にやりやすくなりますが、社会福祉法人は利益を追求する目的とした団体でございますので、そういうふうな状況になる前に少しずつ臨時職員円滑化することによって、処遇以前を行えるものと、行って行ってほしいというふうにご答弁したところでございます。そういったことでございますので、改めてご理解をお願いしたいと思います。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 社協のほうで、もう来年の計画つくって皆さんに示しているんですよ。そして、もう来年から立派に黒字の計画を介護報酬が大体3億2,235万3,281円入って、いろいろやって収支、差し引いて737万8,839円の黒字になりますと、一気に黒字になるんですね。こういう計画をもうバラ色ですよ、もうデイサービスのほうはちょっと少ないですけども、1万7,612円の黒字になるというような計画を発表しているんですよ。町と役場でこんなに違うのかと改めて思うんですけども、これが正しい数字なのかどうなのか、それからこれ社協の場合の人件費等が、さまざま違う形で計算されますから、それらも含めてどうなのかというふうになると思いますけれども、やっぱりお互い、今課長おっしゃったように、それぞれの考え方だとか、そういうものが合致した上でやられてきているものではないのかなというふうに思うんですけども、ただそこで、やっぱり心配なのは職員の問題なんですよ。それで、一つお伺いしたいんですが、臨時職員いらっしゃいますよね、厚岸町でね。それで先ほど誰かの質問に来年の3月までで終わりですと、はっきりとね。嘱託職員だとか正職員については、役場に戻るか、あるいは一応退職していただいて嘱託職員として行くのであれば、そっちに行ってくださいということで、ある程度の身分保障は任せてくださいというような説明でしたけれども、臨時職員というのは、これいつからいつまで働いてもらうのですか、今の臨時職員。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（高橋施設長） 心和園とデイ・サービスの臨時職員の関係でございますけれども、常勤の職員につきましてもパートにつきましても、4月1日採用で9月30日まで。その後更新をいたしまして、10月1日から3月31日までとなっております。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、これで更新、最高の人は、何年やっている人が何人ですか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（高橋施設長） 一番長い方で8年がお1人です。7年が2名、5年が1人になります。4年が2人です。3年が2人、2年は3名です。1年が2人、あと1年未満が1人となっております。これが心和園の部分でございます。

続いて、デイサービスのほうです。デイサービスにつきましては、9年が2人、5年が1人、4年が2人です。3年が3人です。1年が1人で、もう1人は1年未満と。これはいずれも来年の3月31日基準で考えて、この年数になっております。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 厚岸の役場で労働大臣は誰なんですか。質問を続けます。

労働基準法についてお伺いしたいんですよ。それで、今臨時、パート、いろいろな職種がありますよね。そのほかに嘱託だとか、いろいろありまして、それで今説明された臨時職員なんですけど、半年で切ってきているようなんですけれども、全部これ継続していますよね。それで、長い人はもう9年もなると。短い人は一応これ3年以上の人は、だから今言った3年より、結果的には3月31日に3年になる人の3年以上方々は、一般的なただ臨時職員とはいかないのではないのかなというふうに考えるんですよ。もう8年も9年も働いているから、そのあたりでは労働基準法ではどうなっているんですか。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後2時24分休憩

午後3時13分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） お時間をいただきまして、ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

ご質問者につきましては、労働契約法上の有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときの法改正、ことしの4月1日からそのような場合には、いわゆる無期労働契約に転換できるルールとするというふうな法改正がされておりますけれども、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターで雇用をされている臨時職員につきましては、臨時職員であっても地方公務員であります。この労働契約法につきましては、労働契約法の第22条で地方公務員については適用しないということで、適用除外が規定をされております。

我々の町で臨時職員を採用をしている法の根拠につきましては、地方公務員法の第22条の第5項になりますね。うちの場合は人事委員会を置かない地方公共団体になりますので第5項になりますが、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができるというふうにされております。ですから、4月1日から9月30日雇用を行った上で、この場合において任命権者はその任用を6月を超えない期間で更新することができる、6月以内ということになっておりますから、さらに10月1日から3月31日まで更新をする形で採用をして任用をしていると。ですから、これが1年というあくまでも契約です。改めて厚岸町としては毎年公募を行った上、4月1日からまた任用を行うと。たまたまその方が希望をしてきて、4月1日からも引き続き雇用ということになっておりますけれども、これはあくまでも1年契約ということでご理解いただければというふうに思います。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 長い人は、8年、9年ですよ。それで手続はそういうふうに行っていると。だけれども採用するにはそれなりの理由があるから採用してるわけですよ。不適格者であったというのであれば採用をしないけれども、ずっと更新してきたということは、その人がその職場にいることがふさわしいということで、今までずっと更新されてきているんですよ。

それで、今課長がおっしゃいましたけれども、この部分が地方公務員法に触れないんだというふうな話をされておりましたけれども、根本は労働基準法であります、どんなこと言ったって。その中に除外されるものもあるかもしれないけれど、それに基づいて働く人たちは仕事をしていくわけですよ。それを踏まえていくと、やはり長期間にわたって契約が更新されてきているということは、お互いにその人が必要であるし、私はそういうことを続けることができるという期待権を持って今までやってきているんですよ。

そこで、今、一般的にはそういう契約を続けてきた場合には、やっぱり期待権に応えていく義務があるということで、慣例でももう認めているんですよ。そういう長期にわたっての臨時採用者に対して、首を切ってもいいということではないんですよ。それにはそれなりの、長期にわたって働いてきた場合の手続をきちんとしなければならないんですよ。一般的な雇うほうの側の都合で勝手に首を切るということにはならないんですよ。もしそういうことをして争い事になると、厚岸町負けますよ、そういう考えで貫き通すのであれば。なるかならないかはわかりませんが、そういう轍を踏まないような、やっぱりきちんとしたものを持っていないと、そういうやり方がまかり通るというので

あれば、厚岸町が訴えられるようなことになってしまう可能性があるんですよ。そういうことも含めて、十分どうするのかということがなされていかなければ、私は非常に、ですから結果的にはそのことは今の正職員、嘱託職員にも全部準じてくるんですよ。同じ事が出てくるんですよ。そういうものまできちんと保障するような対策をとっていかないと、何か3年はという話もされておりますけれども、それだって怪しくなってくる。その辺ではどうなんでしょうか。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 3 時21分休憩

午後 3 時23分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、臨時職員を任用する際につきましては、当然こちらのほうの任用が絡むその条件というものをその職員の方々には示しております。これは賃金を明らかにしなければならぬと、それと任用期間を明らかにしなければならぬと、あとは任用条件を明らかにしなければならぬと、これを毎年任用された方には繰り返しの形で行ってきております。それぞれその任用をされている職員につきましては、期待感というものは当然持つかわかりませんが、町としては公募を行い、10人の枠であればその12人が来た場合については当然、その新たな方がいればこちらのほうの職員のほうが、試験の結果よかったということであれば、前任者ではなくて、その新たな人を選ぶ場合もございますので、その辺については今回の特養、デイサービスに限らず、公正公明な形で行ってきているものでありますので、あくまでもその任用条件というものを示さなければならぬ。これは労働基準法上にもあるかと思いますが、これにつきましても、地方公務員法でも、法上でもそういうふうな形で行ってきていると。ですから、それぞれ任用された方々については、その条件を十分把握した上で、お仕事をいただいているというふうに認識をしているところでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今の説明ね、一見わかるように思うんですよ。しかし、6年も7年も8年も9年も働くということは、もうそれが生計を立てる条件なんですよ。一般的に考えてみてください、臨時というのはあくまでも臨時なんですよ。ですから、厚岸町が6カ月期限で採用するという事は、その採用された方は6カ月もとったら首にされるんだという前提で考えて、もう6カ月たったら首になるかもしれないというふうに、その次はしたらどうしようと考えて仕事をする人と、もう8年も9年も続いてきて、まだ仕事は順調にできるし、場合によっては人並み以上にできるというふうに評価されたりしてい

る人は、もうそれが生活なんですよ、きちんと。そうすれば、当然期待点とかそういうものを持たせてしまって採用を続けている、厚岸町は。

だから都合のいいところだけ取って、いや、地方公務員法でいけばこうですから、そちらを対象外だというふうにおっしゃっているけれども、実際これをこのままやって、もし万が一その訴えられるようなことがあれば、太刀打ちできない問題が生じてくるのではないかというふうに私は思うんですね。そのあたりは十分検討をされていたのかどうなのかも若干疑わしいと、これだけ時間取るということはね、ということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、次に、これは最後にしようかなというふうに思うんですけれども、さっき契約あるいはどの契約期間だとか、そういう問題を初めにしましたけれども、今度特老を業者に指定管理で委託をするという場合に、うまくいった事例、あるいはなかなか大変だなという事例がなかなか示せていないというような指摘も、先ほどの質疑の中がありましたよね。それで、今石狩市に編入されているんですけれども、浜益村というところがありましたよね。そこの特別養護老人ホームは合併した後で、石狩市が社協に委託したと。ところが経営がうまくいなくて社協で何とかしてくれと。それで石狩市が次の手を打ったのは、民間の医療機関だとか何かなんですよね。そうしたら労働条件でも何でもひどく悪くなってしまって、最後は誰も働く人もいなくなってしまうということで、それでは困るという住民の声だとかあって、結果的に市が一定の援助をするから社協がやってくれるということで、社協に今は運営が変わっているというような事例もあるんですよ。今そうやってやっているところもあるけれども、全てが何かバラ色になるように思ったり、あるいは何か黒字だけを追うような考え、町長は民間活力を使うんだと、もうどうにかして、それを利用して質の高いよりよいサービスをしていただくんだというような、先ほどもお話をされておりましたけれども、本当に民間活力ってそうなのかなというふうに思うんですよね。それで、何か職員もずっとできれば最後は臨時職員だらけにしてしまえば、そこで真っ黒くなったときに、さっきも話したけれども、何かどこかのブラック企業と同じ発想ではないのかなと。やっぱり労働者にも優しく、お年寄りにも優しく、町の中にも優しい、そういう福祉行政が行われるというのが、本当の福祉行政ではないのかなというふうに私は思うんですよね。それは何かどこかは絶対切らなければならないんだという前提で物事を進めるというのは、いかがかなというふうに思うんですけれども、その考えはもう変えようのないものなのでしょうか。私はもう少し慎重に事を運んでいくべきではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 最終的に全ての方が臨時職員になるということではなくて、しっかりとした経営基盤ができ上がるときには、やっぱりきちっとした組織がなければだめだと思います。その中で、当然その過程の中で処遇改善を行っていただき、厚岸町全体の福祉人材の確保といいますか育成を図れると、そのように考えておきまして、ずっと現状の臨時職員の収入でいけば、そこら辺の水準という考え方ではなくて、利益を

有効に活用した中で、いい方法があるのではないのかと、そのように考えています。

- 副委員長（室崎委員） いいですか。

ここで。休憩いたします。

午後 3 時33分休憩

午後 3 時34分再開

- 委員長（谷口委員） 再開をいたします。

他にありませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ質疑終わりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議ありですね、討論ありますか。

6 番、堀委員。

- 堀委員 私は、本委員会に付託されました議案第105号町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定について、この条例の反対の趣旨から意見を述べさせていただきます。

去る10月10日、まさに晴れわたる澄みわたった晴れの日、落ちるはずもない雷が突然落ちてきました。議員協議会において、唐突に町立特別養護老人ホームを民営化というか指定管理者制度に移行したいという話がありました。本当にびっくりしました。この思いというのは、町民や、そしてそこで働いている人方、またその施設を利用している人方も恐らく同じだと思います。本条例案が提案されましたけれども、その段階においても私は再三再四、厚岸町としてしっかりと町民や、そして利用者、働いている人たちへの約束となる基準というものを示すべきだと、そのように申してまいりました。しかし、残念ながらどんなに議論を尽くしても、それらを明示していただくことができませんでした。

さらには、本条例の審議の中では、既に相手方が決まっています、その相手方というのはもう来年度の事業計画の中で本指定管理を受け、黒字化をするというような事業計画

も立てていると聞きました。大変びっくりです。まだ指定管理をするかどうかはわからないといった段階で、相手方がそのような事業計画をつくり、それを既に相手方の会議の中で発表するというようなことが実際に行われていると。これほど議会や町民、そして利用者、働いている人たちも含めて、ないがしろにされるというものはないというふうに私は思っております。

よって、私は、本条例案に対しては反対をするものであります。ぜひ委員各位の皆様方も、本趣旨を理解していただきまして、反対の意を同じくしていただける方がおりますことを、心からお願いするものであります。

●委員長（谷口委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番、佐藤委員。

●佐藤委員 この委員会におきまして、9日、それから本日と、2日間にわたってさまざまな議論をいただいたところであります。

一方、その多くは、職員の処遇に集中した大事なことでありますから当然のことですけれども、いささか残念でもあります。しかし、この議案第105号に対する最大の要点は、いわゆる入居者、あるいは利用者の目線に立ってこの老人福祉の拠点であるこの施設が将来にわたって健全に、そして安心して運営が継続されることにあるのではないかとこのように私は思います。

したがって、そのような理由で提案をされております、この105号の議案につきましては、私は賛成の立場から討論をするものでございます。

今回の条例制定につきましては、この老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム心と園及び在宅老人デイサービスセンターの指定管理者制度の導入でありますけれども、本議案に限らず将来にわたって厚岸町が厚岸町であり続けるために、さまざまな改革や見直し、あるいは行政経費等の軽減に努めることは将来にわたって町民の負担を継続的に軽減することにつながるものだというふうに思います。

今回の条例制定により、老人福祉施設運営をより安定し、継続的に進めるための最善の一つの方法であると思うのでございます。また、予定をされております、この社会福祉協議会については、現在でも各種の介護事業を行っており、新規参入等のいわゆる民間事業者とは異なり、さまざまなノウハウや経験を有しており、より以上のサービスの質の向上が期待できますし、引き続き町内の雇用も維持されるものと確信をいたしております。さらには、今回の予定管理者は、今後とも厚岸町と綿密な関係を保つことができますし、また、厚岸町も今後とも一定の関与が保たれるものと考えております。特別養護老人ホーム等は町民がよりどころとする重要な施設であります。

よって、入所、あるいは利用者が心から安心できるよう、また、継続的に施設を運営していくためにも、今回の条例制定についての賛意は付託を受けた議会としての大きな責任を果たすことにつながるものだというふうに確信をいたしております。

したがって、本条例を可とする結論をいただきますよう委員各位の賢明なるご判断をいただきますようお願いを申し上げながら、賛成の討論とさせていただきます。

以上であります。

●委員長（谷口委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●委員長（谷口委員） 出席委員数11人、そのうち起立者9人、よって起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託されました議案第105号についての審査を終了しました。

よって、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後3時43分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年12月13日

老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会

委員長

副委員長